

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、五條市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 五條市（旧五條地区）
- 三 測量の終了年月日 平成二十九年十月三十一日